

## 第2章 みどりの現況と課題



## 第2章 みどりの現況と課題

### 自然的条件

#### 1 自然の骨格

##### (1) 地形・水系

荒川区は、武蔵野台地の北東周縁部と隅田川に挟まれた地域に位置しています。

区内では、台地が南西部にわずかに分布し、それ以外は低地となっています。この低地は、約 6,000 年前には海でしたが、陸化やその後の河川の氾濫<sup>はんらん</sup>などによって形成されました。また、河川が造った自然堤防などにより、なだらかな丘陵地（微高地）が分布していますが、現在は明瞭ではありません。



## (2) 植生

東京都が実施した東京都現存植生調査によると、平成 19 年の時点で、区内のほとんどが「緑の少ない市街地・住宅地」に分類されています。

まとまった植生は「樹群をもった公園・墓地など」や、一部の「オオバコ-カゼクサ群集地」「人工シバ草地」等に散在している程度です。

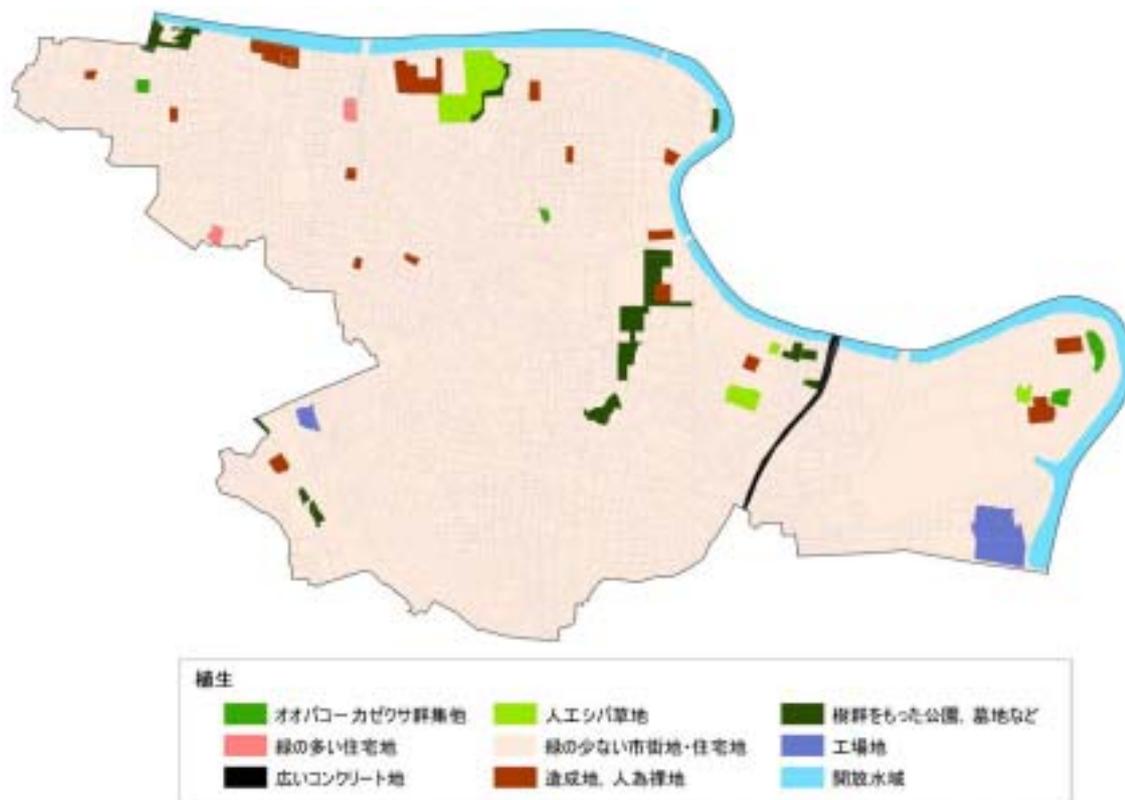


図 2-2：荒川区の現存植生  
(平成 19 年度 東京都現存植生図 GIS データを基に作成)

## (3) 生き物の分布

昭和 63 年に荒川区で実施した荒川区自然環境調査によると、「鳥類」は、ヒバリ、ツバメ、ハクセキレイなど 74 種、「両生類・爬虫類」はニホンアマガエル、ニホンカナヘビなど 9 種、「昆虫類」はモンシロチョウ、トノサマバッタ、ニイニイゼミ、シオカラトンボなど 260 種が確認されています。

また、国土交通省と全国の地方自治体が行っている河川水辺の国勢調査によると、荒川区の隅田川流域に生息する生き物は、「鳥類」ではユリカモメ、ウミネコ、カワウなど 35 種(平成 13 年度調査)、「魚類」ではボラ、マハゼ、スズキなど 16 種(平成 15 年度調査)が確認されています。個体数では、ユリカモメが鳥類全体の 4 割以上、ボラが魚類全体の 5 割以上をそれぞれ占めています。

## (4) 気候

### 気温

東京都における年平均気温は、過去 100 年間（1900 年から 2000 年で算出）で約 3.0 上昇しています。地球温暖化とヒートアイランド現象という二つの温暖化が同時に進行しており、環境に影響を与えています。



図 2-3：東京都における年平均気温の推移（5 年移動平均）  
（東京都管区気象台のデータを用いて作成）

夏季の気温分布に着目すると、荒川区は、ヒートアイランド現象の影響を受けやすい地域であり、ヒートアイランドの頂上に位置しているといえます。これによる熱帯夜の増加や真夏日の増加は、睡眠障害や熱中症の増加等、人の健康への影響も懸念されていることに加え、真冬日の減少、都市型水害の多発等の環境現象も一層顕著になっています。

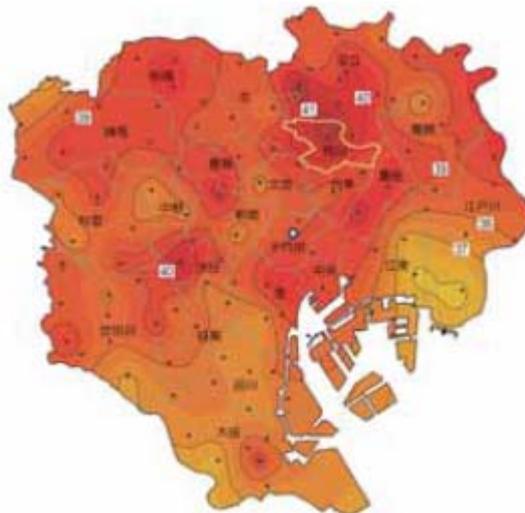


図 2-4：ヒートアイランドの頂上に位置する荒川区  
平成 16 年 7 月 20 日午後 1 時の気温分布（第四峡田小学校で 41.4 を記録）  
（東京都環境科学研究所調べ）

## 風向・風速

夏季と冬季の昼間の風向を比べると、夏季は東京湾から吹き込む南南西の風が、冬季は北西の風が吹いています。これにより、夏季の15時の図(図2-5(右図))は、都心から内陸まで延びた広い範囲に高温域がわたっています。

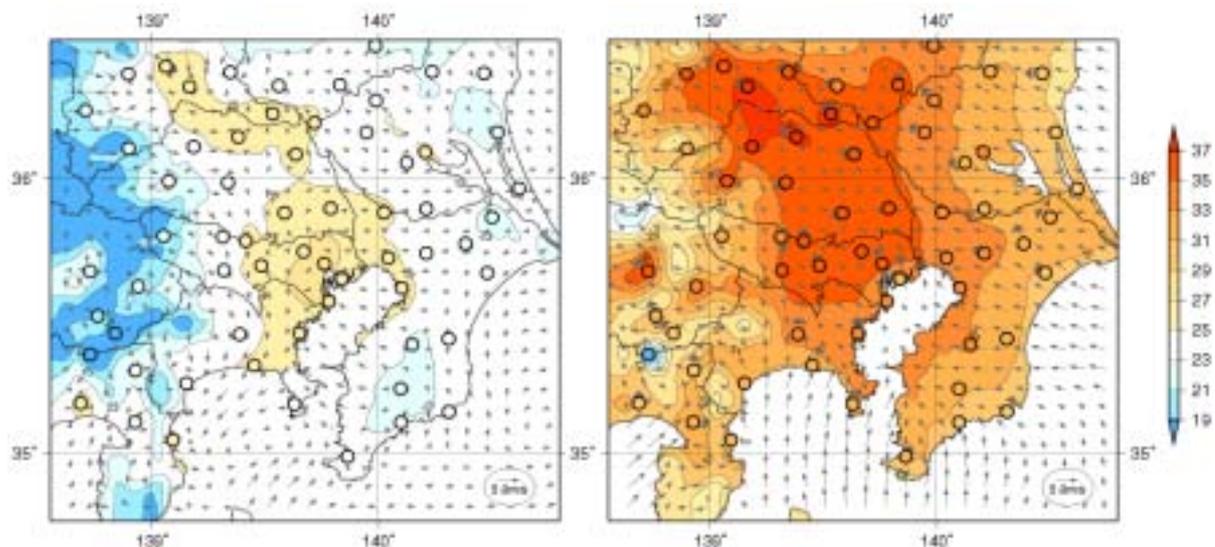


図 2-5 : 関東地方における夏季・2007年8月11日の5時(左図)、15時(右図)の気温(、等値線)と風の分布(矢印)  
(出典: ヒートアイランド監視報告(平成19年冬・夏-関東・近畿地方)/気象庁/平成20年)

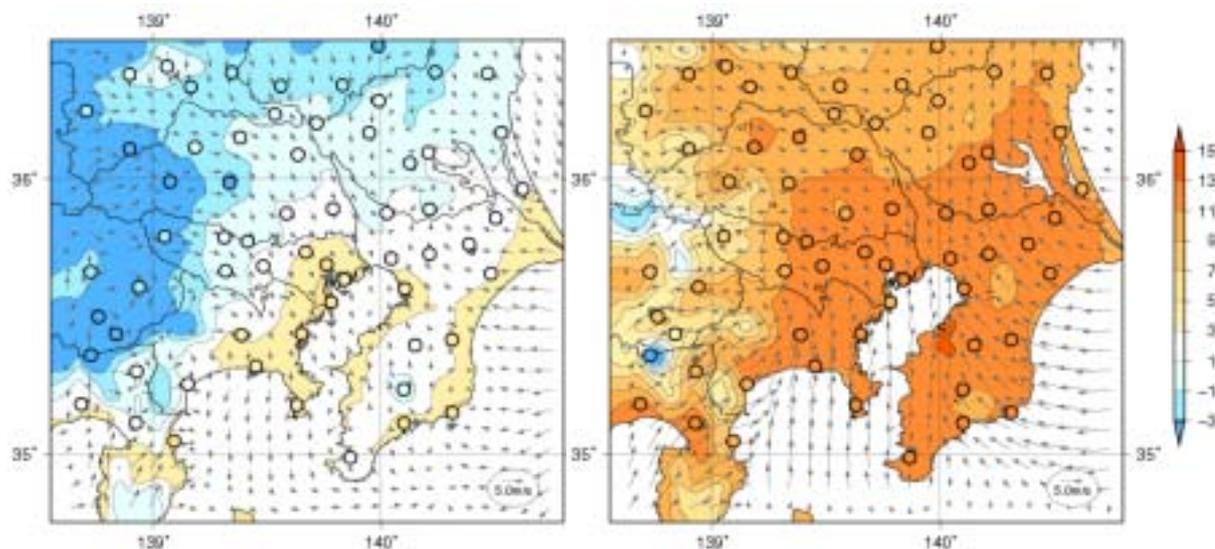


図 2-6 : 関東地方における冬季・2007年1月16日の5時(左図)、15時(右図)の気温(、等値線)と風の分布(矢印)  
(出典: ヒートアイランド監視報告(平成19年冬・夏-関東・近畿地方)/気象庁/平成20年)

なお、図中の はアメダス観測点を表す。

## 2 みどりの状況

### (1) 緑被の状況

#### 緑被の状況

平成19年に実施した緑の実態調査(第4次)によると、荒川区全体の緑被率<sup>2-1</sup>は、12.3%(面積125.51ha)であり、東京23区の中でも低い水準となっています。図2-7の緑被の内訳をみると、緑被地を構成する樹木被覆地は9.6%、草地は2.5%、屋上緑化は0.2%であり、緑被地に公園内の緑で被われていない部分と水面を含めたみどり率<sup>2-1</sup>が全体の18.5%となっています。図2-8の緑被率の経年変化をみると、区全体の緑被率は、昭和62年から平成10年までの約10年間で約2.2%減少した後、平成19年までの7年間で約5.0%増加しています。緑被率増加の主な要因としては、以下の点が挙げられます。

- ・市街地整備の進捗や都立公園の整備等、土地利用の変化により新たなみどりが創出されたこと。
- ・公園や街路樹などの樹木の成長により樹冠面積が増大したこと。
- ・デジタル航空カメラの使用により緑被地抽出の精度が向上したこと。

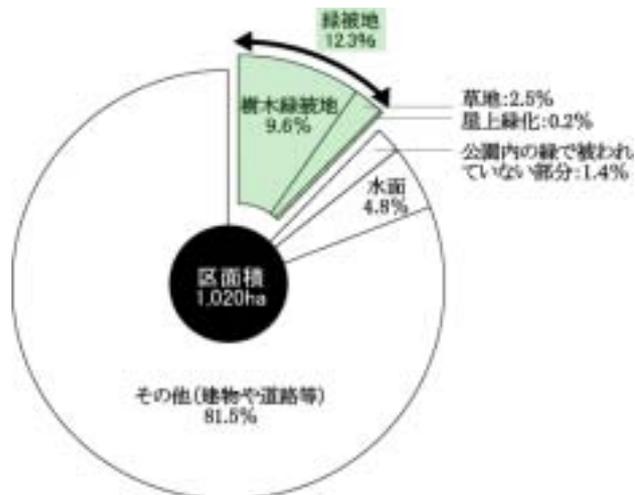


図2-7：緑被の内訳(荒川区緑の実態調査(第4次)を基に作成)

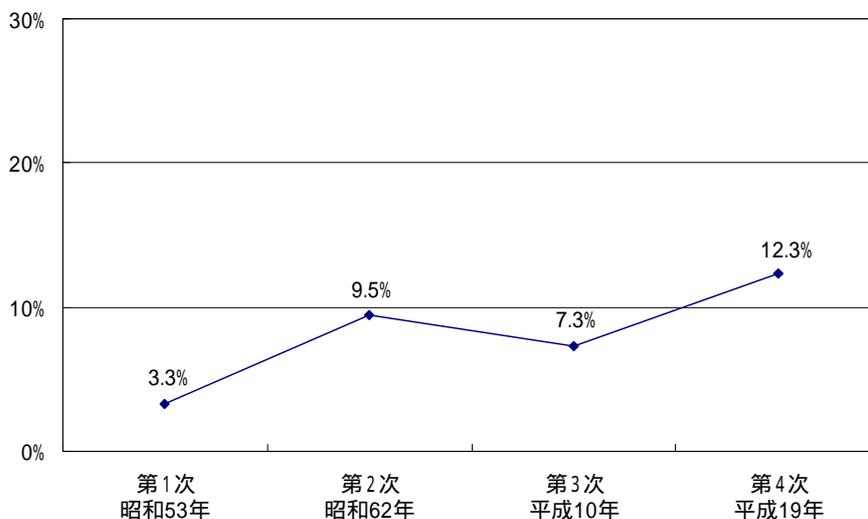


図2-8：緑被率の経年変化

アナログ空中写真を用いて、判読者が緑被地の抽出を行っていた3次までの調査に対して、4次調査は、デジタル航空カメラを使用して近赤外カラーとRGBカラー画像を作成し、緑被地の抽出を行った。したがって、各調査の精度が異なるため、本比較図は参考とする。

また、東京 23 区の他区の緑被率と比較すると、練馬区の 26.1%が一番高く続いて世田谷区、杉並区、渋谷区、港区、千代田区、大田区が 20%を超え非常に高い水準となっています。

一方で、低地部の都市化が進んでいる荒川区、墨田区、中央区、台東区では、東京都区部の中でも低い水準となっています。

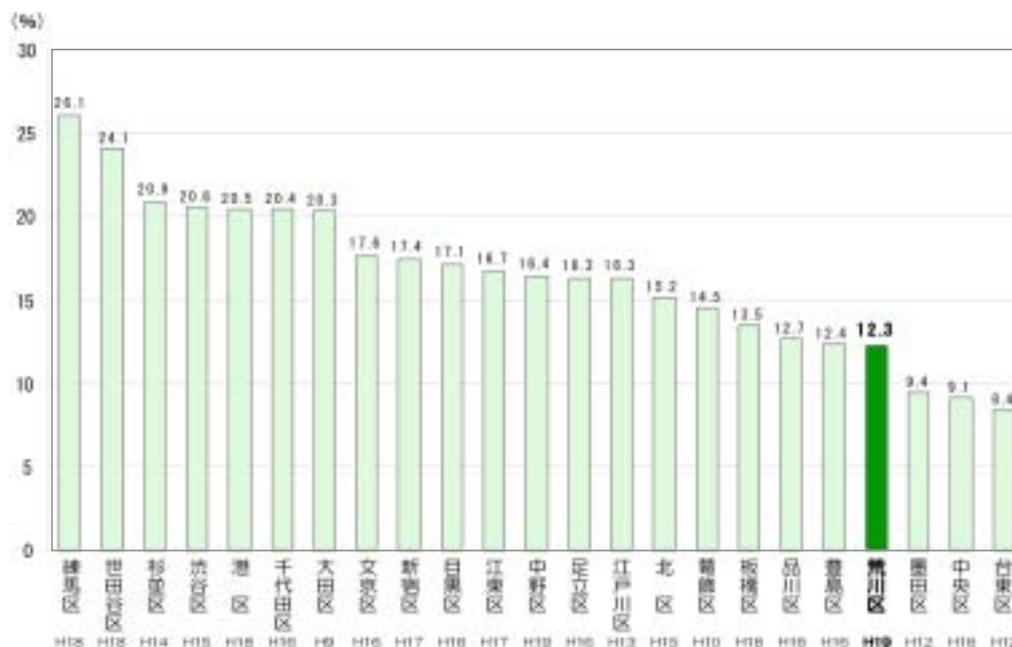


図 2-9：東京 23 区の緑被率の比較

東京都区部が実施しているみどりの調査は、調査年度、調査方法が異なる。  
 グラフ内の数値は、基本的に 1 m<sup>2</sup>以上のみどりを抽出した結果であるが、江東・品川・台東区は 10 m<sup>2</sup>以上、板橋区は 100 m<sup>2</sup>以上のみどりを抽出した結果である。

## 2-1：緑被率とみどり率

### 《緑被率》

樹木被覆地と草地、屋上緑化等、植物で被われた部分を緑被地といい、ある土地の区域面積に占める緑被地の合計の割合を緑被率という。

### 《みどり率》

緑被率に、河川等の水面の占める割合と公園内の緑で被われていない面積の割合を加えたもの。



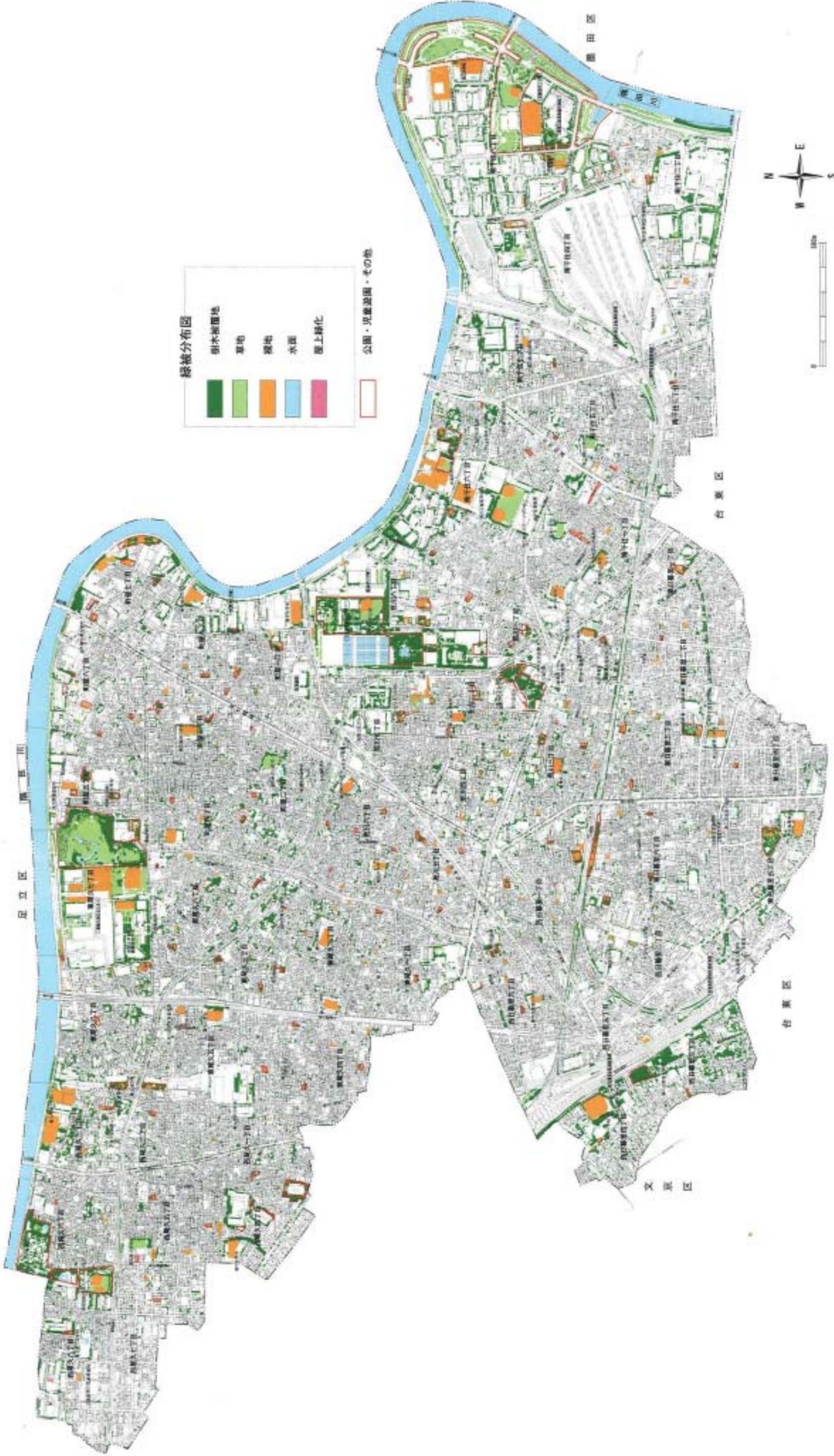


図 2-10：緑被分布図（荒川区緑の実態調査(第 4 次)を基に作成)

## 町丁目毎の緑被の分布状況

緑被の分布状況を町丁目別に見ると、尾久の原公園のある東尾久七丁目（37.0%）が最も緑被率が高く、比較的規模の大きい公園のある南千住八丁目、荒川八丁目、西日暮里三丁目においても、緑被率20%以上を占めています。

隅田川沿いの地域は、おおむね高い緑被率を示していますが、建物が密集しているエリアの多い荒川・町屋地域は、緑被率10%を下回る地域が分布しています。

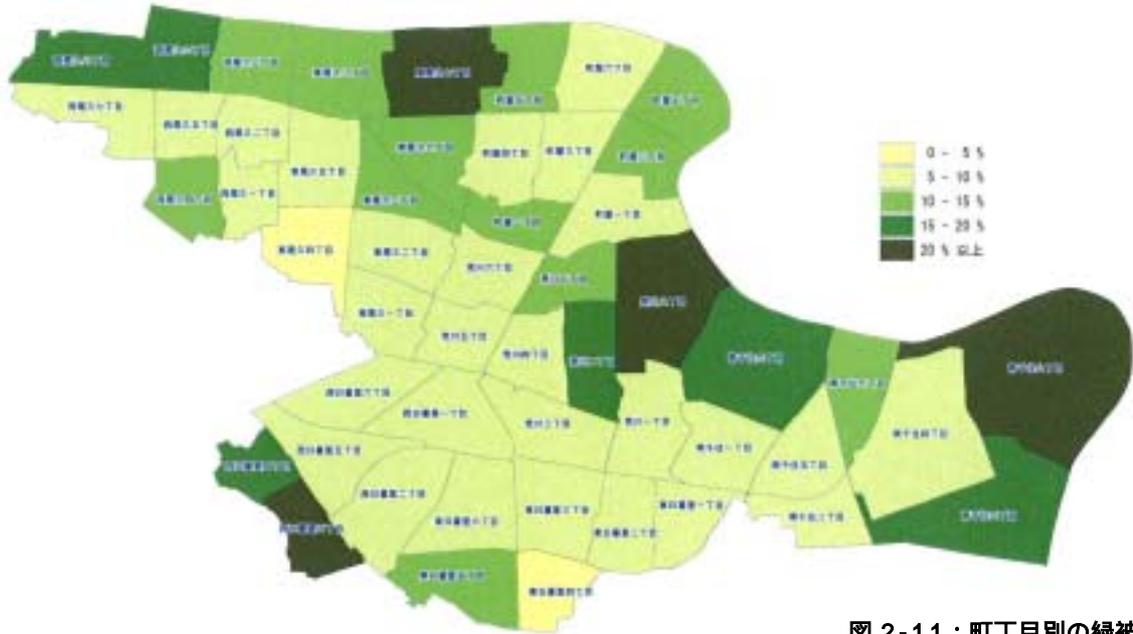


図 2-11：町丁目別の緑被率  
（荒川区緑の実態調査(第4次)を基に作成）

## まとまりのある緑被の分布

300 m<sup>2</sup>以上のまとまりのある緑被は、主に公園等で多く見られます。公園として整備されていなくても、隅田川沿いや日暮里台地上には、まとまりのある緑被が見られます。一方で、区を中心部にまとまった緑被はほとんど見られません。

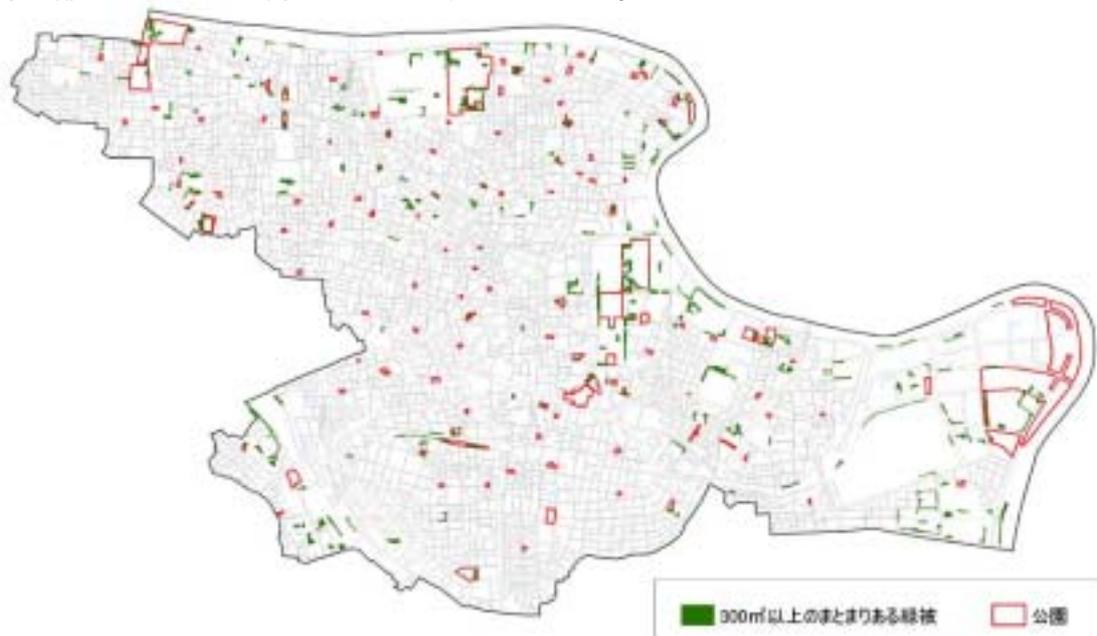


図 2-12：300 m<sup>2</sup>以上のまとまりある分布  
（荒川区緑の実態調査(第4次)を基に作成）

## (2) 公園・児童遊園等の整備・改修状況

### 公園・児童遊園・グリーンスポットの整備状況

区内には、都市のみどりの核となる公園として、尾久の原公園・汐入公園の2か所の都立公園、日常生活に潤いや安らぎをもたらす区立公園・児童遊園は、103か所整備されており、平成20年4月現在の区民一人当たり（住民基本台帳人口）の公園面積は、2.28㎡です。また、公園や児童遊園を補完する地域のみどりとしてグリーンスポットが10か所（0.18ha）あります。

表 2-1：公園・児童遊園等の個所数と面積（平成20年4月現在）

種別	個所数	面積（ha）
都立公園	2	18.8
区立公園	33	19.7
児童遊園	70	3.3
公園・児童遊園計		105
公園以外の公的なみどり	グリーンスポット	10
	広場	4
	遊び場	1
	緑地	4
合計	124	42.9

公園・児童遊園・グリーンスポット等の中には、都市計画法第29条や荒川区市街地整備指導要綱に基づき<sup>2-2</sup>、開発に伴い設置されたものがあり、平成20年4月現在16か所（約0.6ha）あります。また、要綱に基づくものは、平成3年以降から、提供公園ではなく公開広場の設置に規定をかえており、これまでで35か所（約4.6ha）の公開広場が、開発事業者から一般に開放されています。

#### 2-2：開発に伴う提供公園・公開広場の設置

##### 提供公園

都市計画法第29条に基づき、1,000㎡以上（既成市街地では500㎡以上）の開発行為を行う場合、区長の許可が必要である。さらに3,000㎡以上の開発時には、下記の基準を満たして公園等を設置することとなっている。

開発区域の面積	設置内容	公園等の総面積
0.3ha 以上 5.0ha 未満	公園、緑地又は広場	開発区域面積の3%以上
5.0ha 以上	公園	1か所 300㎡以上かつ 開発区域面積の3%以上

##### 公開広場

荒川区みどりの保護育成条例及び荒川区市街地整備指導要綱に基づき、3,000㎡以上の大規模な開発や15戸以上の集合住宅に対しては、開発事業者の自主管理で公開性のある公開広場を設置することを事業者に求めている。

施工区域面積	公開広場
3,000㎡以上	4%以上



## 公園・児童遊園・グリーンスポットの改修状況

既設の公園・児童遊園は、一層区民に親しまれ利用しやすい公園とするため、これまで、「特色ある公園づくり」や「地域に根ざした公園づくり」の事業を進め、平成19年度までに43か所を改修しています。改修に当たっては、テーマ性を付加した改修を進めるとともに、バリアフリーに配慮した入口の改修や、老朽化した遊具等を更新し、区民に対して安心・安全なレクリエーションの場を提供しています。

## 公園の配置

荒川区における街区公園や児童遊園は、1小学校区毎に街区公園1か所、児童遊園3か所の設置を基準としています。区全体として、公園等がバランスのとれた配置となっているかを把握するため、街区公園・児童遊園の誘致距離<sup>2-3</sup>を当てはめてみると、整備水準の低いエリアがあることが分かります。

### 2-3：近隣公園・街区公園・児童遊園の誘致距離

都市計画として定める公園は、都市計画運用指針（平成18年11月）において、種別や規模、配置についてその基準が示されている。これを参照し荒川区における公園・児童遊園の誘致距離はおおむね以下のとおりとする。

公園の種類	設定する誘致距離
近隣公園（10,000㎡程度）	500m
街区公園（2,000㎡程度）	250m
児童遊園（500㎡程度）	100m

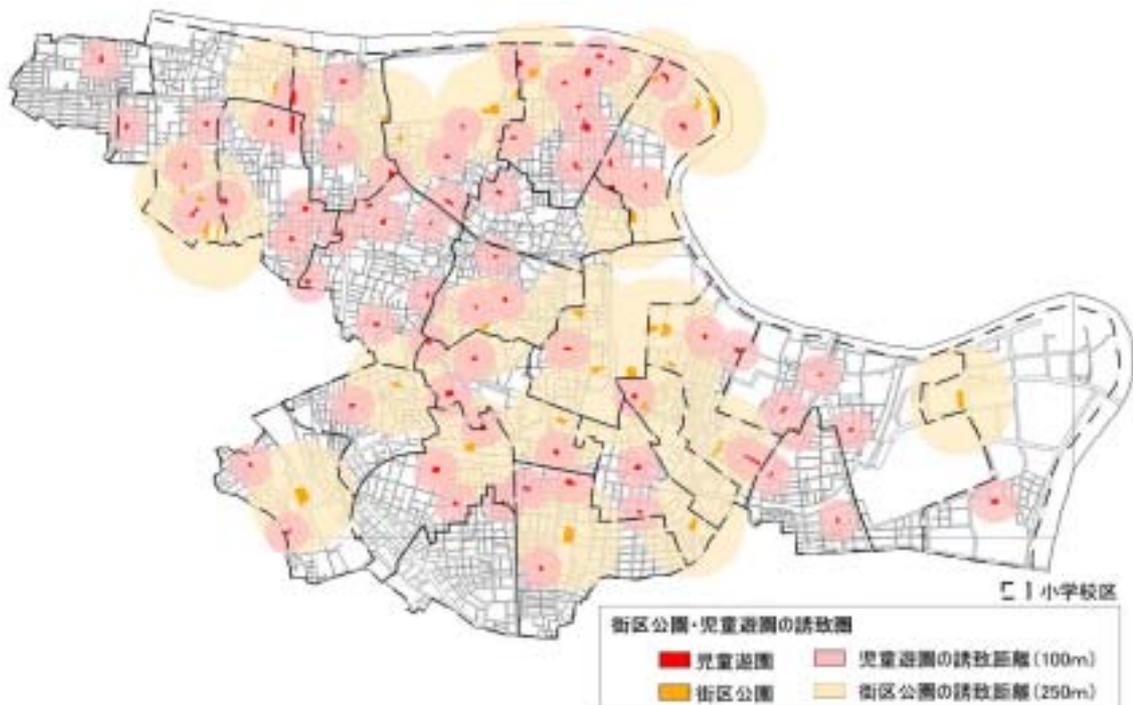


図 2-14：街区公園・児童遊園の誘致圏図

また、近隣公園は、区の中央から東側に分布しており、区の西・北西部では未整備地域となっています。



図 2-15 : 近隣公園の誘致圏図

## 公園整備の計画

今後、荒川区の公園整備として、以下を計画しています。

表 2-2 : 今後の公園整備の計画

公園整備予定	内 容			
尾久の原公園の拡張	東尾久浄化センターの整備に合わせて、上部(面積 3.7ha)を覆蓋して尾久の原公園を拡張する予定である。			
荒川自然公園の整備 拡充	将来、三河島水再生センターの処理施設の改造の際には、上部を覆蓋して第4期の整備を進めていく予定である。			
(仮称)宮前公園の整備	区の北西部にある都市計画公園宮前公園(3.3ha)のうち、優先整備区域(約2.8ha)を段階的に整備していく。			
密集住宅市街地整備促進事業に伴う公園の整備	五つのエリアにおいて密集住宅市街地整備促進事業が実施中又は導入予定であり、それぞれの地区において地域の防災性の向上や憩いの場の確保のため、児童遊園やグリーンスポット等を積極的に整備している。			
	地区名	事業期間	対象面積 (ha)	備 考
	荒川五・六丁目地区	昭和62年度～平成23年度	33.6	
	町屋二・三・四丁目地区	平成11年度～平成25年度	43.5	
	南千住一・荒川一丁目地区	平成11年度～平成20年度	15.1	今年度事業完了予定
	荒川二・四・七丁目地区	平成18年度～平成27年度	48.5	
尾久中央地区	平成21年度～平成30年度	34.5	導入予定	

### ( 3 ) 保護樹木・樹林・生けがきの指定状況

区内の大径木や生けがきを保全していくため、荒川区では、荒川区みどりの保護育成条例に基づき、保護すべき樹木・樹林・生けがきを指定しています<sup>2-4</sup>。平成20年12月現在、保護樹木210本、保護樹林4,800㎡、保護生けがき185mを指定しています。また、生けがきを造成しようとするものに対して、造成費の一部を助成しています。

#### 2-4：保護樹木、保護樹林、保護生けがき（荒川区みどりの保護育成条例第9～13条）

一定規模以上の樹木・樹林・生けがきの保護を目的として、所有者の協力を得て指定する制度。樹木の維持管理は原則所有者が行っているが、費用の一部を区が助成している。

##### 指定基準

保護樹木 : 地上1.5mの高さにおける幹の周囲が1.2m以上のもの

保護樹林 : 樹木の1集団が占める土地の面積が300㎡以上のもの

保護生けがき : 生けがきを成す樹木の集団で、その生けがきの長さが20m以上のもの

##### 区から所有者への支援

- ・維持管理にかかわる費用の一部を助成
- ・損害責任保険に加入

### ( 4 ) 緑化の状況

#### 区の木・区の花

区の木「サクラ」及び区の花「ツツジ」は、区民公募の結果を参考に選定委員会で選ばれ、昭和54年11月10日に制定されました。昭和55年度から4か年計画で、『区の木「サクラ」2,000本植樹事業』が実施され、昭和59年度から5か年計画で、『区の花「ツツジ」1万本植栽事業』が実施されています。



写真 2-1 : 区の木「サクラ」(写真左) / 区の花「ツツジ」(写真右)

## 緑化指導の実績

開発に合わせて、潤いあるまち並みを創造していくことをねらいとし、荒川区では、荒川区みどりの保護育成条例に基づき、規定の開発行為に対して、一定割合以上の緑化を義務付ける緑化指導<sup>2-5</sup>を行っています。

併せて、荒川区集合住宅の建築及び管理に関する条例の適用を受ける15戸以上の集合住宅や荒川区市街地整備指導要綱<sup>2-6</sup>に示した対象事業を実施する際は、事業者に対して、地上部緑化に加え屋上緑化の施工も指導しています。平成19年度から過去5年間の実績を見ると、緑化指導による地上部緑化は12.7ha(439件)、屋上緑化は1.8ha(92件)となっています。

### 2-5：荒川区みどりの保護育成条例第19条に基づく緑化の指導

規定の開発行為を一定規模以上で行う際、開発事業者に対して「敷地面積×(1-建ぺい率)×0.2」の面積の緑化の義務付けを行う制度。荒川区集合住宅の建築及び管理に関する条例の適用を受けるものは、地上部の緑化に加え、屋上緑化も義務付けられている。

#### 2-5-1：規定の開発行為と規模

開発行為等の種類	敷地面積
宅地の造成その他土地の区画形質を変更する行為	300㎡
建築確認を必要とする行為	200㎡
自動車駐車場を設置する行為	300㎡
荒川区集合住宅の建築及び管理に関する条例の適用を受けるもの	住戸数15戸以上

#### 2-5-2：荒川区集合住宅の建築及び管理に関する条例の適用を受けるものに設けられた緑化の基準

敷地面積	地上部緑化	公開広場	屋上緑化
1,000㎡未満	8%以上		10%以上
1,000㎡以上3,000㎡未満	10%以上		20%以上
3,000㎡以上	6%以上	4%以上	

### 2-6：荒川区市街地整備指導要綱に基づく緑化の指導

開発対象となる事業が、荒川区市街地整備指導要綱の適用を受ける場合、表2-5-2と同じ緑化基準を設定し、開発事業者に指導している。

対象となる開発は、「店舗等併用型集合住宅で延床面積1,000㎡以上のもの」「6棟又は6戸以上の住宅建設」「延床面積1,500㎡以上の建築物」がある。

表2-3：緑化指導の実績(平成15年度から平成19年度まで)

年度	件数	敷地面積(㎡)	地上部緑化(㎡)	屋上緑化(㎡)	接道部緑化長(m)
平成15年度	67	81,941	7,904	890(12件)	1,689
平成16年度	85	76,757	5,990	867(17件)	1,651
平成17年度	85	528,708	33,476	1,010(18件)	2,682
平成18年度	92	160,569	17,191	3,585(21件)	2,392
平成19年度	110	85,645	8,024	11,347(24件)	2,234

## 公共用地における緑被率の状況

荒川区において、区の面積の約30%を公共用地が占めています。緑化の推進状況を見ると、公園内の緑被率は64.3%と非常に高く、樹木被覆率も30%を超えています。一方、道路・鉄道は、樹木被覆率・草地率とも低く、それに伴い緑被率も10%程度にとどまっています。

また、区内でも比較的大きな敷地面積を持っている学校とその他の公共公益施設では、屋上緑化も実施しており、緑被率は約20%を占めています。

表 2-4：公有地における各敷地内の緑被率  
(荒川区緑の実態調査(第4次)を基に作成)

	樹木被覆率	草地率	屋上緑化率	緑被率 (樹木地+草地+屋上緑化)
公園 (公園・児童遊園/グリーンスポット/広場・遊び場 等)	36.4 %	27.9 %	-	64.3 %
道路	9.5 %	0.6 %	-	10.1 %
鉄道	5.8 %	1.2 %	-	7.0 %
学校 (小中学校/高等学校/保育園/幼稚園 等)	16.1 %	4.0 %	0.4 %	20.5 %
その他の公共施設 (生涯学習センター/ふれあい館 等)	20.8 %	0.8 %	0.6 %	22.2 %

### ア 学校のみどり

区立の小中学校の総敷地面積は約23.1haであり、1校あたりは平均0.7ha程度と、大きな敷地面積を持っており、緑化によりまとまったみどりの確保が可能です。これまで国及び東京都の校庭の芝生化事業を導入して、区内の小中学校5校で、総面積約1haの校庭芝生化を実施しました。



写真 2-2：校庭の芝生化（瑞光小学校）

## イ 道路のみどり

街路樹は、安全で親しみのある道路環境づくりに役立つとともに、大気の浄化や騒音の緩和等の都市環境負荷の低減にも寄与します。平成 20 年 4 月現在、街路樹は、国道に 106 本、都道に 1,544 本、区道に 2,231 本、計 3,881 本が植栽されています。主な樹種はサクラ・スズカケノキ・イチョウ等となっています。



写真 2-3：道路のみどり（ドナウ通り）

また、東京都は『「緑の東京 10 年プロジェクト」基本方針』<sup>2-7</sup>において、街路樹を平成 22 年度までにおおむね 70 万本、平成 27 年度末には 100 万本に倍増する方針を示しています。

### 2-7：「緑の東京 10 年プロジェクト」基本方針（東京都/平成 19 年 6 月）

平成 18 年 12 月に策定された「10 年後の東京」に基づき、緑あふれる東京の再生を目指して今後取り組んでいく施策の基本的考え方や方向性などが示されたもの。

この中の四つの方針の一つに「街路樹の倍増などによる緑のネットワークの充実」があり、街路樹を平成 22 年度までにおおむね 70 万本、平成 27 年度末には 100 万本に倍増する方針が示されている。



図 2-16：街路樹倍増に向けた整備イメージ（「緑の東京 10 年プロジェクト」基本方針から）

## ウ 鉄道・軌道敷等のみどり

まち並みの景観の向上や環境対策等のため都電荒川線では、町屋駅周辺の軌道敷に東京都交通局が試験的に芝生等を植栽しています。



写真 2-4：都電荒川線の軌道敷の緑化（町屋駅前停留場）



図 2-17：街路樹の整備状況 / 荒川区 / 平成 20 年

## 緑のカーテンの推進状況

荒川区では、平成20年8月現在、七つの小中学校及び区役所庁舎、荒川ふるさと文化館で緑のカーテン<sup>2-8</sup>づくりに取り組んでいます。地球温暖化やヒートアイランド現象等の環境問題について、区民の関心が高まっており、一般の家庭においても100か所以上の緑のカーテンが設置されています。

また、荒川区では、壁面緑化の施工に対して助成する制度<sup>2-8</sup>を設けており、緑のカーテンの延長は、年々伸びていくことが予想されます。

### 2-8：緑のカーテン、エコ助成

#### 《緑のカーテン》

窓の外側にネットやフェンスを設置し、それにつる性の植物をはわせることで、夏の強い日差しを和らげ、室温の上昇を抑えるものです。また、葉の蒸散作用により表面温度が下がることから、室内に涼しい風を送り込むことができ、夏の熱環境対策として注目されている緑化手法の一つです。

#### 《荒川区地球温暖化防止及びヒートアイランド対策助成金交付制度（エコ助成）》

荒川区環境清掃部環境課で行っている区民、事業者による地球温暖化の防止及びヒートアイランド対策の促進を目的とした制度。

屋上緑化・壁面緑化等7種類の工事を対象に施工費の一部を助成する。

## 面的なみどりの整備の状況

### ア みどりの協定

民有地の緑化を促進するため、地域住民が自主的に緑化を推進していこうという意思を制度化したものととして、荒川区みどりの保護育成条例に基づく「みどりの協定<sup>2-9</sup>」があります。これまで、町会や企業等30件と本協定を締結しています。なお、平成12年度以降、本協定を締結している事例はありません。

### 2-9：みどりの協定（荒川区みどりの保護育成条例第18条）

地域住民が区域を定めて、その区域内の土地を所有・管理する住民の合意で決定した植樹計画に則り、みどりの保護と育成を行うことを目的とした制度。

#### 《みどりの協定の概要》

対象：10戸以上の建築物の集団又は事務所・事業所のうち敷地面積が1,000㎡以上のもの

協定内容：協定区域の所在地・面積 / 協定参加者の人数及び面積 / 現在の樹木等の植樹状況（面積・樹種・本数） / 植樹計画（面積・年次計画） / 植樹計画平面図 等

区の支援：樹木や花の苗等の支給

### イ 緑化推進モデル地区

特に緑化が必要であると認められる地区において、区と民間の両者が協力して、地域緑化を進めることができる施策として、荒川区みどりの保護育成条例に基づく「緑化推進モデル地区」制度があります。本制度は、おおむね25ha以上の広さを持つ一団の土地を「緑化推進モデル地区」として指定し、策定した緑化計画に基づき地域緑化を進めていくものです。平成2年から平成6年までの期間、南千住六丁目地域84.3haを緑化推進モデル地区に指定していました。

## ( 5 ) 特徴あるみどりの状況

### 公園のみどり

みどりが少ない荒川区において、隅田川沿いの広い面積をもつ荒川遊園・荒川自然公園・尾久の原公園・汐入公園、日暮里台地上の西日暮里公園は、多くのみどりが確保されており、区民に加え、区外からの来訪者も含めた多くの人々が訪れる所です。

表 2-5：特徴ある公園のみどり

公園名	設置主体	面積	公園の特徴
荒川遊園	区	5.1 ha	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京 23 区内唯一の公営遊園地</li> <li>・公園周辺は桜が魅力の場所。園内の隅田川沿いは水辺を臨める空間</li> <li>・アトラクションに加え、小動物園やピクニック用の広場、遊具施設、水遊び場等が充実しており、子どもたちが楽しめる遊園地</li> <li>・指定管理者制度の導入により、荒川区地域振興公社が管理（ただし、スポーツハウスと多目的運動場運営業務を除く）</li> </ul>
荒川自然公園		5.7 ha	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生きものの観察園・野草園・池等の花や緑が豊かな空間や、交通園・野球場・テニスコート・プールもあり、園内で多種多様な楽しみ方ができる公園</li> <li>・「NPOオオムラサキを荒川の大き空に飛ばす会」「荒川区ホタルを育てる会」等の区民団体が、生きものの生息空間の確保や区民が生きものとふれえる機会を設けるための活動を展開</li> <li>・公園を含む周辺一帯は、災害時の避難場所に指定</li> <li>・昭和 57 年に、新東京百景に指定</li> </ul>
西日暮里公園		0.4 ha	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園内は、5m以上の高木（桜やエノキ等）が約 250 本分布</li> <li>・本公園を含む西日暮里三丁目地域は、江戸時代から多くの神社・仏閣が集積し“ひぐらしの里”として親しまれる区民の憩いの場</li> </ul>
尾久の原公園	都	6.2 ha	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旭電化尾久工場跡地に整備した、区で 2 番目に大きい公園</li> <li>・園内及びその周辺は、区民や東京都が植樹した約 200 本のシダレザクラが魅力の場所。年 1 回「尾久の原公園シダレザクラ祭り」を開催</li> <li>・多くの動植物が生息する都内でも貴重な空間</li> <li>・公園を含む周辺一帯は、災害時の避難場所に指定</li> </ul>
汐入公園		12.6 ha	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白鬚西地区市街地再開発事業によって整備された都立公園で、豊かで多様な水辺と緑に彩られた、活力と潤いのある川辺の広場公園</li> <li>・展望広場、ふれあい広場、ピクニック広場や多目的の広場等多様な広場とともに、テニスコート等のスポーツ施設や野外ステージ、噴水、日時計、複合遊具等を設置</li> <li>・公園を含む周辺一帯は、災害時の地区内残留地区及び避難場所に指定</li> </ul>

## 都電沿線のみどり

荒川区は、延長約 4.8km（両側の延長は 9.6km）の都電荒川線の線路敷において、東京都と協定を締結し「都電沿線のバラ植栽事業」を行っており、平成 20 年 4 月現在、延長約 4.1 km（両側の延長は 6.7km）の区間に、約 140 品種、約 12,800 株のバラを植栽しています。現在、除草・清掃を除き維持管理全般は区が直営で行っています。また、三ノ輪橋、荒川遊園地前、町屋駅前等の各停留場の周



写真 2-5：都電沿線のバラ

辺の花壇に植栽したバラは、区民による活動団体である荒川バラの会が維持管理活動を行っています。これらの都電沿線のバラは、花を觀賞するために多くの人を訪れる荒川区の見所の一つです。さらに、荒川区の「都電沿線のバラによる観光まちづくり」は、（社）日本観光協会が開催する「花の観光地づくり大賞」（平成 17 年度）において大賞を受賞しました。

## 隅田川沿いのみどり

江戸・明治・大正・昭和と時代が変わっても、隅田川は、人々のレクリエーションエリアとしても親しまれ、舟遊びやお花見、花火大会やボートレース等、四季を彩る多くの行事は、隅田川の風物詩です。

現在、荒川区が隅田川に接するの延長は、約 8 km となっており、その川沿いには、大洪水等による被害から都市を守るために、盛土によって、幅が広く緩やかな傾斜を持つスーパー堤防が 10 か所（延長約 2465m）緩傾斜型堤防が 4 か所（延長約 960m）整備されています。これらの水辺の整備により、親水性の向上、涼感の創出、生物多様性の向上が期待できます。一層良好な水辺空間や憩いの空間を確保するためには、更なる取組が必要です。

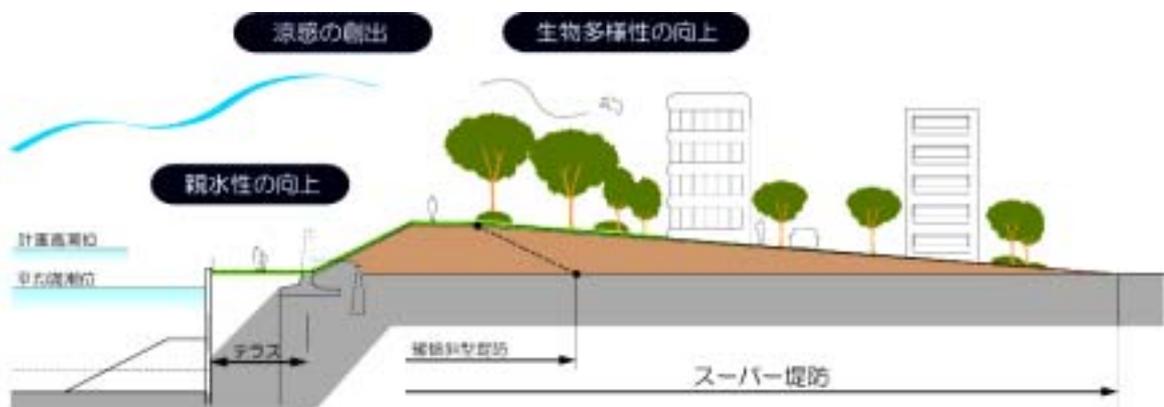


図 2-18：スーパー堤防・緩傾斜型堤防のイメージ



図 2-19：隅田川沿いのスーパー堤防等の整備の進捗

## 生き物と触れ合えるみどり

市街化された荒川区において、区民が豊かな自然を体感することが困難であります。尾久の原公園のトンボ池、荒川自然公園内の池周辺、瑞光橋公園の浅瀬、隅田川沿いのサンクチュアリでは、ヨシ等の水生植物が生い茂り、区民が身近な自然や生き物に触れ合える空間をつくり出しています。特に尾久の原公園では、環境省によって準絶滅危惧（現在は絶滅の危険度は小さいものの、生息・生育条件の変化によって絶滅が危惧されるもの）に分類されているタコノアシ、ミゾコウジュ、シランといった貴重な植物も生育しています。

小学校では、区内の8校でビオトープが整備され、生き物の生育や身近な自然を学ぶ環境教育の場として活用しています。また、ホタルや国蝶であるオオムラサキを飼育している学校もあり、子どもたちの生き物を大切に育てる心の醸成に役立っています。



写真 2-6：(南千住地域)



図 2-20：生き物と触れ合えるみどりの分布

### 歴史・文化伝承のみどり

サクラソウの自生地であった尾久の原、スミレやレンゲソウが咲き乱れた荒木田の原、一株に百輪の花をつけた牡丹があった佐治玄琳牡丹屋敷、花見寺や雪見寺があったひぐらしの里等の花や緑は、江戸有数の名所として広く知られていました。これらの名所は、現在は消滅してしまっています。



図 2-21：江戸時代の花と緑の名所となっていた位置



写真 2-7：尾久の原・桜草（江戸名所花暦）

## 民有地のみどり

東日暮里地域にある民有地内の藤の花は、建物の3階（約12m）まで続いており、「藤の大滝」という愛称で、区民だけでなく多くの来訪者にも親しまれています。



写真 2-8 : 藤の大滝

## (6) 花の状況

「花」は、季節感の演出やテーマ性の表現が効果的にでき、しかも区民が親しみやすく、取り組みやすい素材であり、様々な場所や方法でみどりをつくっています。

公園・児童遊園や道路、都電沿線のバラなどの公共で管理するものほか、平成13年度からはじめた「区民主体の街なか花壇づくり」事業では、区と活動団体とが協定を締結し、区が花壇の整備、花苗の支給、道具の貸与等の支援を行い、区民が管理をしています。平成20年12月現在で、29か所（参加人数396人）の街なか花壇があります。

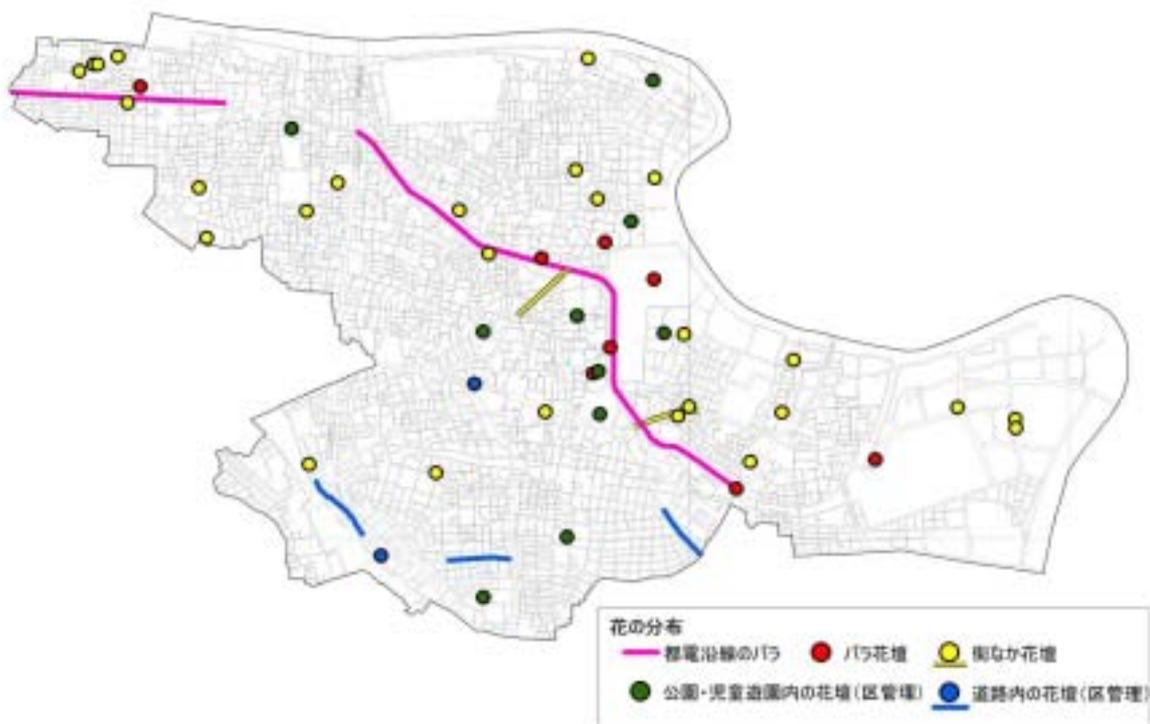


図 2-22 : 花壇等の整備状況

## (7) 事業者の緑化活動等への貢献

近年、企業の社会的責任（CSR）に対する意識の高まりから、緑化活動や資材提供等の面で、事業者による荒川区のみどりのまちづくりへの参画が見られます。

### 苗木寄贈・植樹

「JR 東日本東京支社」は、地域と連携した環境保全活動の一環として、鉄道沿線からの森づくり事業を実施しており、平成19年には荒川区においても地域の人とともに天王公園や宮前児童遊園に約500本の花苗を寄贈・植樹しました。

「東京トヨペット株式会社」は、緑豊かな街づくりを目指し、地域に根ざした社会貢献活動の一環として、ふれあいグリーンキャンペーンを毎年1回実施しており、苗木や花苗を日本全国の自治体に寄贈する緑化活動を行っています。荒川区も平成14年から平成19年までに、520株の苗木の寄贈を受けています。

表 2-6：事業者の参画による緑化活動の実績（苗木寄贈・植樹）

事業者名	参画方法	事業名・活動趣旨	時期	場所	内容
JR 東日本 東京支社	苗木寄贈 及び植樹	鉄道沿線からの森 づくり事業	平成 19 年	天王公園	ドウダンツツジ：300 株 カシワバアジサイ：10 株
				宮前児童遊園	ドウダンツツジ：133 株 オオムラサキツツジ：63 株 赤土・腐葉土・パーライト等
東京トヨペ ット 株式会社	苗木寄贈	ふれあいグリーン キャンペーン	平成 14 年～ 平成 19 年	-	ハナカイドウ：150 株 ヤマツツジ：50 株 ヒメシャラ：50 株 キンモクセイ：100 株 ガクアジサイ：50 株 レンゲツツジ：30 株 ウノハナウツギ：30 株 ヤマブキ：30 株 ユキヤナギ：30 株



写真 2-9：天王公園植樹式（写真左）/天王公園のドウダンツツジ（写真右）

## 公園等の設置

事業者からの無償貸借により、区民に開放している児童遊園が、区内に3か所あります。

表 2-7：企業による公園設置の実績

土地所有者	名称	面積	開園年	位置
東京電力株式会社	宮前児童遊園	1,848.6 m <sup>2</sup>	昭和40年	東尾久五丁目
東京ガス株式会社	南千住三丁目児童遊園	686.4 m <sup>2</sup>	昭和46年	南千住三丁目
東京電力株式会社	宮前第二児童遊園	1,134.5 m <sup>2</sup>	昭和47年	東尾久八丁目

## みどりの協定の締結

1,000 m<sup>2</sup>以上の事業所をもつ事業者のうち、以下の2社が、緑化計画を作成し、自主的に緑化を進める、みどりの協定を荒川区と締結しており、地域の環境・景観レベルの向上に貢献しています。

表 2-8：企業によるみどりの協定の実績

協定締結者	協定区域	位置	協定の締結年度
中屋ビル株式会社	313 m <sup>2</sup>	東日暮里一丁目	昭和61年度
東京ガス都市開発株式会社	3,204 m <sup>2</sup>	南千住三丁目	平成6年度

### 3 接道部緑化の状況

接道部は、小さなみどりでも大きな緑化効果が期待できる場所です。また、玄関先や路地等の接道部を花や緑で彩る地先園芸は、荒川区の重要なみどりの文化です。

これまで荒川区では、民有地における接道部の緑化を促進させようと、荒川区みどりの保護育成条例に基づき、生けがきを造成しようとするものに対して、造成費の一部を助成しており、平成20年4月現在、総延長2,351m(211件)を助成してきました。さらに、平成20年度から、緑のカーテンや草花での接道部緑化を通じて、区民の緑化意識と環境意識の啓発を図るとともに、実践事例を検証し、今後の緑化施策への活用につなげることを目的に、「花と緑の推進モニター」制度を開始しました。平成20年8月現在、37名のモニターが緑のカーテンづくりと草花の育成に取り組んでいます。

今回、さらに接道部緑化の現状を把握するため、以下のとおり現地調査を行いました。

#### (1) 調査の概要

##### 調査対象地の選定

地域の特性から、区内の52町丁目を4タイプに分類し、各タイプの典型地区として、以下の調査対象地を設定しました。

表 2-9：接道部緑化の調査対象地と特性

典型地区	地域の特性	典型町丁目	調査対象地
典型地区 1	みどりが比較的多く残っている地区	西日暮里三丁目	西日暮里三丁目町会
典型地区 2	住居系を中心とする市街地が広がっている地区	東尾久六丁目	東尾久六丁目旭町会
典型地区 3	比較的商業系の多い市街地が広がっている地区	荒川三丁目	荒川三丁目東町会
典型地区 4	狭小な建物・細街路が多く見られる地区	南千住一丁目	南千住一丁目西町会

##### 調査手法

四つの調査対象地の全路線について、机上調査及び踏査調査を実施しました。各調査の視点や手法は以下のとおりです。

表 2-10：調査項目と手法

項目		手法や視点	
接道部の状況	道路状況	机上調査	・道路状況は、道路の幅員等を把握
	緑被の分布状況		・緑被の分布状況は、樹木被覆地、草地を把握
	土地利用の状況		・土地利用を、住宅用地、商業用地、工業用地、公共用地(公共公益施設、社寺を含む)、公園用地(都市公園・緑地、墓地を含む)に区分
接道部緑化の状況	困障の有無	現地踏査	・困障を、緑(植え込み、生垣を含む)、フェンスのみ、ブロックとフェンス、ブロックのみ、困障なし に区分
	建物までの距離		・道路境界から建物までの距離を、0~45cm、50~99cm、100~299cm、300cm以上 に区分
	緑の種類別		・道路境界から建物までの緑の種類を、樹木、植え込み、生垣、構造物の困障と緑、プランター に区分

## (2) 調査の結果

四つの典型地区の調査結果は、「接道部緑化の状況」を図として整理しました。現況と課題は以下に示すとおりです。

### 西日暮里三丁目地区

社寺や公園が多く立地する本地区は、まとまったみどりが多く残っており、緑陰をもたらすボリュームのある大木の連なりが、接道部に特徴をもたらしています。

民地においては、境界部に何らかの囲障を設けている敷地も多いですが、囲障から建物までの距離にゆとりをもたせ、庭として利用している場合が多く、公道を挟んだ社寺や公園、民地のみどりが互いに張り出し、一体となって豊かなみどりの空間をつくり出しています。

また、西日暮里駅から西日暮里公園や諏方神社を通り、谷中霊園に続く道は、地区の住民ばかりでなく、区外からも多くの人々が訪れる道となっています。



図 2-23 : 西日暮里三丁目地区の接道部緑化の状況



写真 2-10 : 西日暮里三丁目地区の接道部緑化

## 東尾久六丁目地区

住居系を中心とする市街地が広がる本地区は、幅員が比較的広い道路に接道して、住宅が建っています。建物の周辺は、十分な日照が確保され、庭先やプランター等での花づくりが盛んであり、華やかで色とりどりの草花や花木が、接道部の特徴的なみどりです。地区内は、視覚を遮るような囲障が少なく、隣り合う2、3軒が揃って花づくりを楽しんでおり、それによって形成される連続したみどりや、道路の角地に植えられた樹木がアイストップとなり、道行く人々の目を楽しませています。

しかしながら、地区全体をみると、みどりの量は十分とはいえない状況にあります。



写真 2-11：東尾久六丁目地区の接道部緑化



図 2-24：東尾久六丁目地区の接道部緑化の状況

## 荒川三丁目地区

細街路に面して商業系の建物が多く点在している本地区内は、まとまったみどりがほとんど見られない無機的な空間が多いのが実態です。しかしながら、所々に見られる背丈の低い樹木やプランター等が特徴的であり、これらが本地区の住民の心のよりどころとなっています。

また、幹線道路周辺の大規模敷地は、刈り込まれた低木等の整然としたみどりが多いのに対し、細街路は、樹木と植え込みとプランター等の組合せにより、個性的なみどりの空間をつくり出しており、新旧の接道部のみどりのあり方に違いを感じる地区です。



写真 2-12：荒川地域の接道部緑化



図 2-25：荒川三丁目地区の接道部緑化の状況

## 南千住一丁目地区

狭小な土地に木造住宅が密集し、細街路が多くみられる本地区は、区内でも、特に地先園芸が盛んに行われています。中・低木やプランター等を組み合わせた立体的なみどりが、特徴的であり、これらのみどりにより形成される魅力的な道路が本地区の住民の心のよりどころとなっています。



写真 2-13 : 南千住一丁目地区の接道部緑化



図 2-26 : 南千住一丁目地区の接道部緑化の状況

# 社会的条件

## 1 区民意識と意向

過去6年間の荒川区政世論調査結果によると、今後力を入れるべき区の事業について、「地震等の防災対策」との回答が、常に上位を占めています。災害時、公園等は避難・復旧活動の場として重要な役割を果たし、街路樹や生けがき等は延焼・危害防止になること等から、まちにみどりを増やし、それらのみどりを連続させることが重要です。

表 2-11 : 「今後、力を入れるべき区の事業」という設問に対する区民の回答上位五つ（過年度比較）  
（出典：第33回荒川区政世論調査 / 荒川区 / 平成20年）

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
H20	高齢者福祉対策	地震等の防災対策	地域防犯への取組	幼児・児童の子育て支援対策	健康づくりなどの保健衛生対策 / 学校教育の充実
H19	地震等の防災対策	高齢者福祉対策	地域防犯への取組	街の環境美化対策	子どもの安全対策
H18	地震等の防災対策	高齢者福祉対策	地域防犯への取組	子どもの安全対策	街の環境美化対策
H17	高齢者福祉対策	地震等の防災対策	街の環境美化対策	低所得者の福祉対策	小中学校の教育環境の整備
H16	高齢者福祉対策	地震等の防災対策	街の環境美化対策	公園の整備充実・緑化対策	道路・交通網の整備
H15	高齢者福祉対策	地震等の防災対策	街の環境美化対策	低所得者の福祉対策	青少年の健全育成対策

平成17年度に実施した第30回荒川区政世論調査において公園・緑に関する設問を行った結果、増やしたい区内の緑について、最も多かった回答は「道路の街路樹の緑」の49.9%、次いで「公園・緑地の緑」の42.6%でした。

また、身の周りの花や緑を増やすために取り組んでみたい・取り組めることについて、もっとも多かった回答は、「玄関や入口に鉢植えを置く」の49.5%、次いで「ベランダや窓際に鉢花を飾る」の40.8%となっています。

表 2-12 : 「増やしたい区内の緑」という設問に対する区民の回答  
（出典：第30回荒川区政世論調査 / 荒川区 / 平成17年）

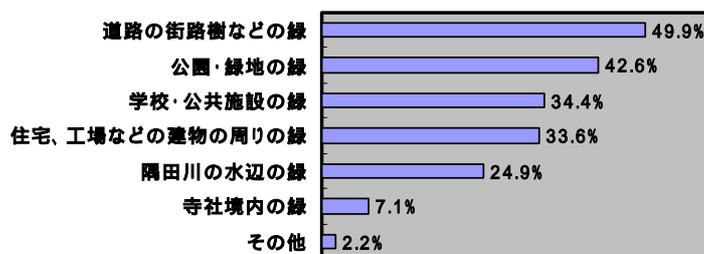
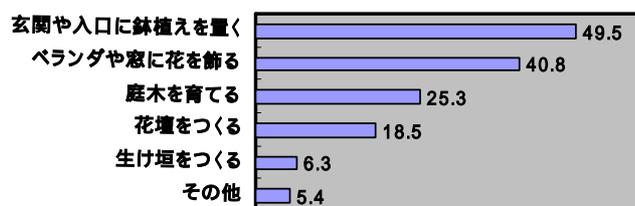


表 2-13 : 「身のまわりの花や緑を増やすために取り組んでみたい・取り組めること」という設問に対する区民の回答  
（出典：第30回荒川区政世論調査 / 荒川区 / 平成17年）



## 2 土地利用

### (1) 土地利用の変遷

江戸期、荒川区は農村地帯であり、人々は主に稲作を生業とした地域でした。次第に、造園業や運輸業等を営む人も増えてきたものの、明治後期までは、土地利用のほとんどが水田でした。

大正期に入り、荒川放水路が完成し、それまで多発していた大きな洪水の心配もなくなり、隅田川沿いに、煉瓦工場・変電所・電化会社を中心に大小の工場が進出しました。

関東大震災以降には、住・工・商が混在した市街化が急激に進行しましたが、これに都市基盤整備が追いつきませんでした。

昭和40年後半からは、隅田川沿いにあった工場の移転が続き、やがて工場跡地を利用する公園や公共施設、新市街地の創出等の計画が進み、また、都心に近いことから、マンション等の共同住宅が進出する傾向にあったため、駅周辺や既成市街地において、再開発事業も進みました。

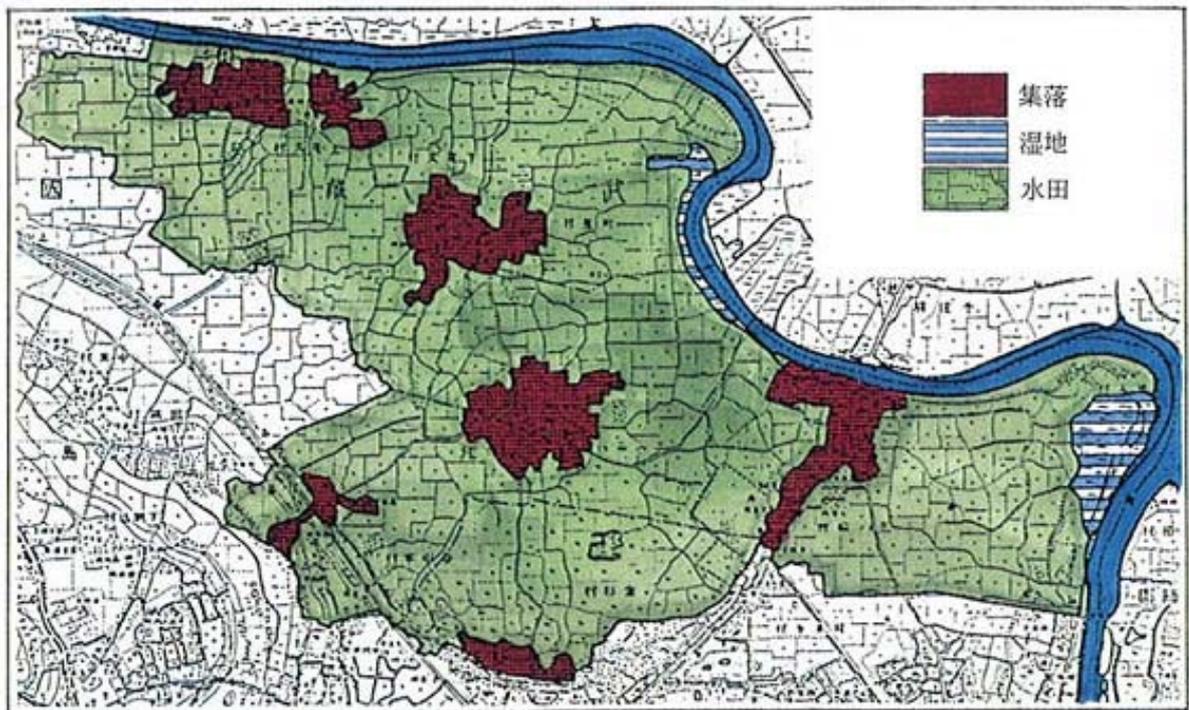


図 2-27 : 明治後期の土地利用

## (2) 土地利用の現況

平成 18 年に東京都が実施した土地利用現況調査によると、荒川区の宅地の土地利用構成は、住宅用地が 50.2%と半分以上を占めており、公共・商業・工業用地は、住宅用地を除いたエリアにおおむね均等に分布しています。

また、住宅用地は年々増加傾向にあります。



図 2-28：用途別の土地利用の変遷（「東京の土地利用 平成 18 年 東京都区部」を基に作成）

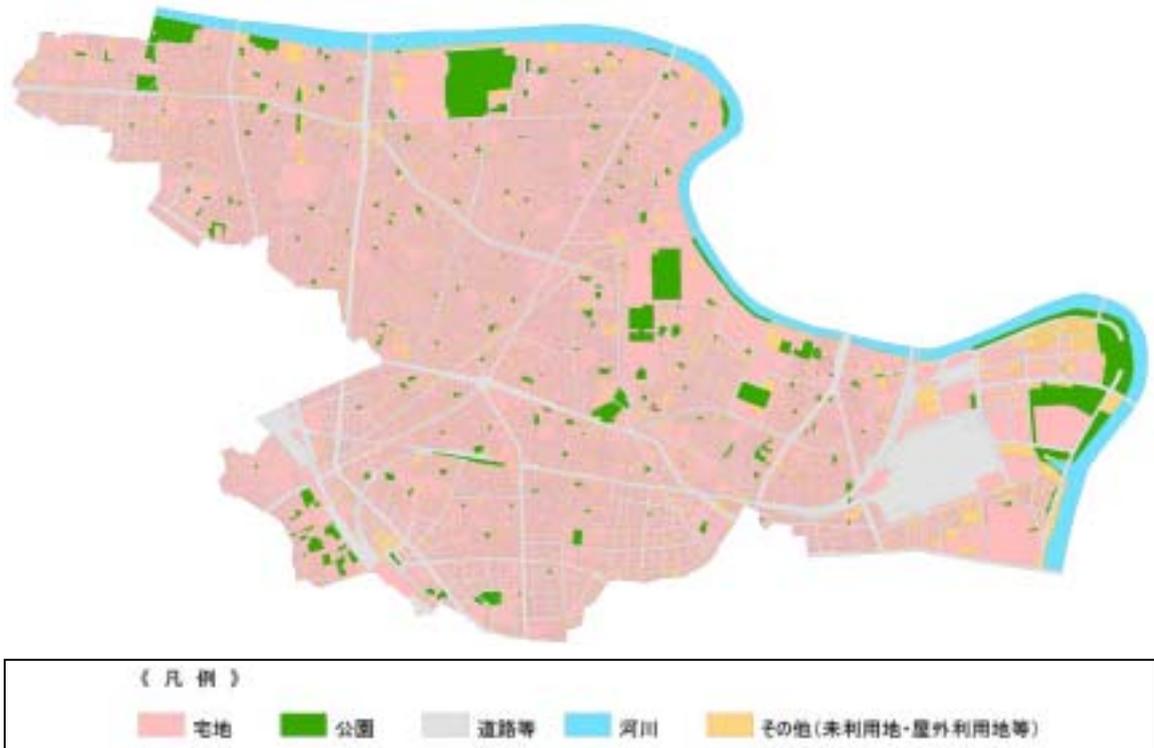


図 2-29：土地利用の現況（「東京の土地利用 平成 18 年 東京都区部」を基に作成）

### 3 防災関連条件

#### (1) 防災関連条件

東京都は、東京都震災対策条例に基づき、昭和50年からおおむね5年毎に「地震に関する地域危険度測定調査<sup>2-10</sup>」を実施しています。本調査では、都内の市街化区域の5,099町丁目について、各地域の地震の揺れによる「建物倒壊」や「火災」の危険性を一つの指標にまとめた「総合危険度」を5段階にランク分けしています。

この結果、荒川区は、ほとんどの町丁目において、総合危険度が高く、西尾久二・五丁目、東尾久六丁目、町屋二・三・四丁目、荒川二・三・五・六丁目、東日暮里三丁目、南千住一・五丁目は、区内でも特に総合危険度の高い地域です。これらの地域においては、災害時の対策を十分に検討する必要があります。

**2-10：地震に関する地域危険度測定調査／東京都／平成20年**  
 都内の市街化区域の5,099町丁目について、各地域における地震に関する「建物倒壊危険度」「火災危険度」「総合危険度」を測定し、それぞれ5段階にランク分けしている。

**建物倒壊危険度**  
 地震の揺れによって建物が壊れたり傾いたりする危険性の度合いを測定したもの

**火災危険度**  
 地震が起こると、地震の揺れで発生した火災の延焼により、広い地域で被害を受ける危険性があり、その危険性の度合いを測定したもの

**総合危険度**  
 各地域の地震の危険性を分かりやすく示すために、地震の揺れによる建物倒壊や火災の危険性を1つの指標にまとめたもの



図 2-30：総合危険度ランク図（町丁目別）  
 （地震に関する地域危険度測定調査（東京都/平成20年）を基に編集）

## (2) 避難場所等の分布

荒川区では、震災等の災害時に備え、6か所の広域避難場所、55か所の一時集合場所を定めています。また、これ以外にも地域の防災活動の拠点として利用するために、貯水槽や防災倉庫を備えた防災広場を19か所整備しています。

表 2-12：防災広場一覧

	名称	所在地	面積
1	荒川六丁目	荒川 6-55・59	477.79 m <sup>2</sup>
2	荒川二丁目	荒川 2-47	493.19 m <sup>2</sup>
3	東尾久四丁目	東尾久 4-22	324.93 m <sup>2</sup>
4	荒川七丁目	荒川 7-3	349.44 m <sup>2</sup>
5	東尾久二丁目	東尾久 2-4 4	459.79 m <sup>2</sup>
6	西尾久一丁目	西尾久 1-25	429.02 m <sup>2</sup>
7	町屋一丁目	町屋 1-12	338.04 m <sup>2</sup>
8	町屋二丁目	町屋 2-15	344.75 m <sup>2</sup>
9	荒川一丁目	荒川 1-23	361.44 m <sup>2</sup>
10	東尾久八丁目	東尾久 8-37	571.20 m <sup>2</sup>
11	東日暮里三丁目	東日暮里 3-7	467.63 m <sup>2</sup>
12	町屋八丁目	町屋 8-3	366.82 m <sup>2</sup>
13	西日暮里一丁目	西日暮里 1-45	330.94 m <sup>2</sup>
14	南千住五丁目	南千住 5-39-17	646.81 m <sup>2</sup>
15	西尾久二丁目	西尾久 2-28-14	647.12 m <sup>2</sup>
16	東尾久六丁目	東尾久 6-1 5-17	622.17 m <sup>2</sup>
17	東日暮里六丁目	東日暮里 6-19-11	536.12 m <sup>2</sup>
18	南千住六丁目	南千住 6-52-8	496.07 m <sup>2</sup>
19	南千住一丁目	南千住 1-43	335.31 m <sup>2</sup>
			8,598.58 m <sup>2</sup>

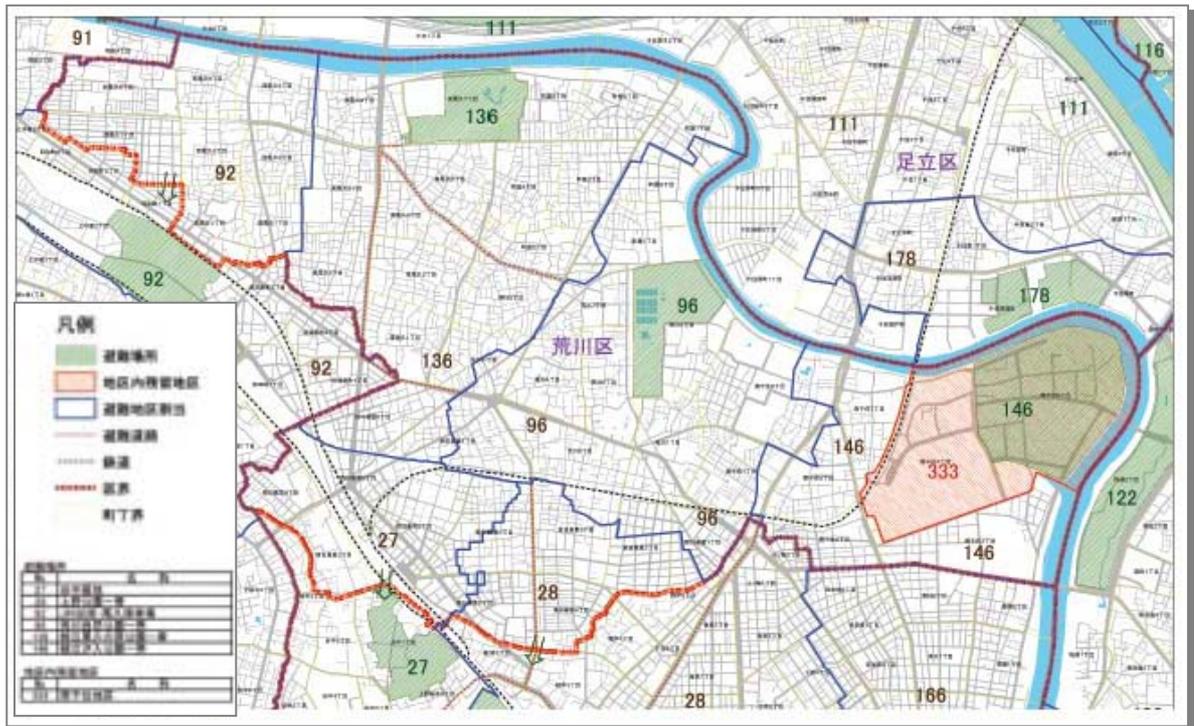


図 2-31：広域避難場所の位置図  
(出典：震災時火災における避難場所及び避難道路等の指定 / 東京都 / 平成 20 年)

表 2-13 : 広域避難拠点一覧

(出典：震災時火災における避難場所及び避難道路等の指定 / 東京都 / 平成 20 年)

避難拠点	割当地区 (町丁目)	避難計画人口 (人)	総面積 (㎡)	有効面積 (㎡)	一人当たりの 面積(㎡/人)
谷中墓地	【台東区】上野桜木二丁目、一丁目の一部、谷中一～七丁目 【荒川区】西日暮里二～五丁目、東日暮里五～六丁目の各一部	32,100	143,600	48,500	1.51
上野公園 一帯	【台東区】下谷一～三丁目、元浅草一～四丁目、根岸一～五丁目、三ノ輪一～二丁目、三筋一～二丁目、寿一～二丁目、小島一～二丁目、松が谷一～四丁目、上野七丁目、上野公園、上野桜木一丁目の一部、西浅草一～三丁目、千束一～三丁目、四丁目の一部、浅草二～五丁目の各一部、浅草橋一～五丁目、蔵前一～四丁目、台東一～四丁目、池之端一～四丁目、鳥越一～二丁目、東上野一～六丁目、日本堤二丁目の一部、入谷一～二丁目、北上野一～二丁目、柳橋一～二丁目、竜泉一～三丁目 【荒川区】東日暮里四丁目、一～三、五～六丁目の各一部	227,400	705,800	418,300	1.84
JR田端・ 尾久操車場	【北区】栄町、昭和町一～三丁目、上中里二～三丁目、中里一丁目、田端一～六丁目、田端新町一～三丁目、東田端一～二丁目 【荒川区】西尾久一～八丁目	59,100 人	273,700	93,100	1.58
荒川自然 公園一帯	荒川一～四、七～八丁目、五丁目の一部、西日暮里一丁目の一部、町屋一、七、八丁目の各一部、東日暮里一～三丁目の各一部、南千住一、五～六丁目の各一部	49,200 人	203,000	73,800	1.50
都立尾久の 原公園一帯	荒川六丁目、五丁目の一部、西日暮里六丁目、一丁目の一部、町屋二～六丁目、一、七～八丁目の各一部、東尾久一～八丁目	62,600 人	180,700	87,900	1.40
都立汐入 公園一帯	南千住二～三、七丁目、一、五～六丁目の各一部	16,600	494,900	375,300	22.61



写真 2-14 : 南千住一丁目防災広場

## 4 市街地整備状況

荒川区は、準工業地域と工業地域を合わせた工業系の用途地域が全体の66.4%を占めています。住宅や商店、工場の混在した市街地が多く、また、小規模宅地で建物の老朽化が進んでいる地区が多く存在しています。荒川区は、このような防災上危険な地域を、安全で快適な街にしていくため、市街地整備事業に取り組んでいます。主な事業としては、「市街地再開発事業」「住宅市街地総合整備事業」「都市防災不燃化促進事業」「密集住宅市街地整備促進事業」があります。

市街地再開発事業（第一種）は、町屋駅、日暮里駅、南千住駅、三河島駅周辺において進めています。面的な整備として、南千住地区では住宅市街地総合整備事業を、白鬚西地区では市街地再開発事業（第二種）を施行しているほか、総合危険度の高い荒川、町屋、東尾久、西尾久等の地域は、密集住宅市街地整備促進事業や都市防災不燃化促進事業を施行する区域に位置付けています。



図 2-32：市街地整備の状況（出典：荒川区街づくりマップ/荒川区/平成 20 年）

# 人文的条件

## 1 歴史・文化的資源の分布状況

### (1) 歴史・文化的資源の状況

荒川区には、隅田川の川筋、日暮里の台地に、社寺・旧集落地・史跡や往時の街道・道筋、水路跡等の歴史・文化的資源が多く残されています。区は、これらの資源をめぐるまちあるきのコースを設定しています。

表 2-14：区内のまちあるきのコース

コース名	地域	コース	延長
歴史と文化コース	西日暮里	日暮里駅 本行寺 経王寺 延命院 夕やけどんだん 修性院 青雲寺 向陵稲荷神社 西日暮里公園 高村光太郎記念碑 諏方神社 浄光寺 富士見坂 養福寺 下御隠殿橋(トレインミュージアム)	約 2.3 km
ウキウキワクワクコース	東日暮里	日暮里駅 日暮里繊維街 夕焼け小焼けの記念碑(二日小) 夕焼け小焼けの記念碑(三日小) 日暮里南公園 善性寺	約 2.2 km
歴史と文化コース	南千住	南千住駅 延命寺・小塚原刑場跡 回向院 素盞雄神社 荒川ふるさと文化館 レンガ塀 荒川総合スポーツセンター及び周辺 円通寺 都電三ノ輪橋停留場 浄閑寺	約 3.7 km
水辺と緑のコース	南千住	南千住駅 汐入せせらぎ広場 瑞光橋公園 リバーハープコートの仲間たち 石浜神社 千住汐入大橋 遊歩道(白鬚橋～水神大橋) 都立汐入公園 胡録神社	約 5.8 km

### (2) 文化財の位置

荒川区文化財保護条例に基づき、荒川区にとって歴史や文化を伝える貴重なものを、所有者の同意を得て、区登録文化財として登録し、この中から、更に重要なものを区指定文化財として指定しています。

平成7年度までに、266件を区登録文化財として登録し、その中で、1件を国、6件を東京都、57件を区の指定登録文化財に指定しています。また、近代下水道の発祥の地である三河島水再生センターにある「旧三河島污水処分場唧筒場施設」は、近代化産業の遺構としては、歴史的に価値が高いという評価を受け、平成19年12月に、区内で初めての有形重要文化財の指定を受けました。

## 2 みどりに関する区民活動

現在、みどりに関する区民活動として、グリーンサポーターによる公園等の管理、区民主体の街なか花壇づくり、区民の手によるバラの管理、尾久の原公園におけるシダレザクラの名所づくり、緑のカーテンの普及活動、みどりのリサイクル交換会などがあります。

また、荒川自然公園において「荒川区ホタルを育てる会」「NPOオオムラサキを荒川の  
大空に飛ばす会」等の民間団体が、生きものの飼育や生息空間の整備を行っています。

表 2-15：みどりに関する区民の活動の概要

区民主体の街なか花壇づくり	
主な活動場所	区内に設置した街なか花壇 29か所
活動団体（参加者数）	29団体・396人（平成20年12月現在）
目的	・花と緑の空間を創出するとともに、街の環境美化と地域コミュニティの形成
主な活動	花苗の植付け／水やり／除草等の管理
区の支援	花壇の整備／花苗の支給／道具類の貸与／ボランティア保険の加入／植付け指導等の活動支援 花壇は、公共施設等や道路に面した場所に整備したり、大型のプランター等により設置

区民の手によるバラの管理（荒川バラの会）	
主な活動場所	都電沿線の三ノ輪橋、あらかわ遊園地前等の各停留場の周辺の花壇
会員数	42人（あらかわ遊園班：23人／三ノ輪橋班19人）
目的	・都電のバラを区民自身で世話することにより、バラに対して愛着をもつ心の醸成
主な活動	・花壇のバラの管理
区の支援	講習会の実施／腕章、ハサミ等の貸与／ボランティア保険への加入／アダプトサイン（標識）の設置 等

グリーンサポーターによる公園等の管理			
主な活動場所	児童遊園やグリーンスポット 30か所		
活動団体・個人数	19団体・8人	活動延べ人数	179人（平成20年10月現在）
目的	・区民の街の環境美化に対する意識の向上等の促進		
主な活動	・区民と協働した清掃活動等の維持管理		
区の支援	清掃用具の貸与／アダプトサイン（標識）の設置／ボランティア保険の加入 等		

尾久の原公園におけるシダレザクラの名所づくり	
主な活動場所	尾久の原公園
活動団体	尾久の原公園シダレザクラの会
目的	・尾久の原公園及びその周辺にシダレザクラを植栽・育成し、シダレザクラの名所とする
主な活動	・シダレザクラの植栽／シダレザクラの育成に係る日常的な管理（見回り、剪定、施肥等） ・尾久の原公園シダレザクラ祭りの開催
区の支援	シダレザクラの植栽や育成に係る指導・助言／尾久の原公園シダレザクラ祭りの運営に関する支援 等

みどりのリサイクル交換会（花ちゃんネットワーク）	
活動団体	あらかわエコフレンド（平成 7 年度～9 年度に区が実施した「エコフレンド養成講座」を終了した区民による環境活動グループ）
主な活動：・増えすぎた苗や種、不要になった草花などを有効活用するため、区民が持ち寄り交換する会を、毎年、春・秋の 2 回開催	
区の支援：会場提供及び講師派遣等	

緑のカーテンの普及活動	
活動団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あらかわ環境サポーター（平成 16 年度から実施している環境実践講座「あらかわ環境まなぼー教室」を修了した区民のグループ）</li> <li>・緑のカーテンひろめ隊（あらかわ環境サポーターによる緑のカーテンづくりの実践を通して、更に緑のカーテンを広めていくために発足）</li> </ul>
主な活動：・学校、商店街、各家庭などで緑のカーテンを増やすための活動 <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑のカーテン作り講習会の開催</li> <li>・小学校の環境学習における緑のカーテンづくりのサポート（平成 19 年度は尾久小学校、第二峡田小学校）</li> </ul>	
区の支援：会場提供、機材の提供、講師派遣等	



写真 2-15：グリーンサポーター（写真左）／街なか花壇づくりを行う団体（写真中）／荒川バラの会（写真右）

<b>荒川区ホタルを育てる会</b>	
主な活動場所	荒川自然公園内
目的	: 荒川区にホタルが育つ環境を整備するとともに、ホタルの飼育を通して、自然豊かな街づくりや心豊かな子どもたちを育むこと
主な活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営は、同会の会員やボランティアで組織する実行委員会が実施</li> <li>・ 会員が育てたホタルの幼虫を、荒川自然公園の白鳥の池付近の流れに放流</li> <li>・ 第四峡田小学校の児童や区報で募集したボランティアの区民とともに、ホタルの幼虫を飼育</li> <li>・ 夏に、ホタル (ハイケボタル)を觀賞する「荒川区ホタル觀賞の夕べ」を実施</li> </ul>
区の支援	: 「荒川区ホタル觀賞の夕べ」開催時に会場(荒川自然公園第2期部分)の使用許可 / 觀賞順路となる八つ橋を覆う觀賞幕等の会場の設置 / 運営スタッフの派遣 / 駐輪場や会場案内 等

<b>NPOオオムラサキを荒川の大きに飛ばす会</b>	
主な活動場所	荒川自然公園内
目的	: オオムラサキの飼育・觀察を通して、子どもたちをはじめ多くの人に自然環境について考えてもらい、自然と共生できるまちの実現を目指すこと。
主な活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ オオムラサキを区民が觀察できる場所として、荒川自然公園内の飼育ゲージにおいて、卵から成虫まで飼育している。</li> <li>・ 6月中旬～7月には、「オオムラサキ觀察園」として、区民の觀察に供している。</li> <li>・ 秋の七草と鳴く虫の会の実施</li> </ul>
区の支援	: 荒川自然公園を活動の場所として提供

<b>尾久の原愛好会</b>	
主な活動場所	尾久の原公園
目的	: 尾久の原公園等の自然觀察を通じて都会における自然に関心を持ち、身近な所から環境保全活動を行うこと。
主な活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 尾久の原公園等の自然觀察会</li> <li>・ ピオトープや環境保全運動の調査・研究及び学習会</li> </ul>



写真 2-16 : 荒川区ホタルを育てる会による「ホタル幼虫放流会」

### 3 みどりに関するイベント等

#### (1) みどりに関するイベント

区民が、区内の花や緑に対して愛着・関心をもてることを目的とし、花や緑や生きものに触れ合うイベントを定期的を開催しています。

表 2-16：みどりにかかわるイベントの概要

<b>イベント名</b> ：尾久の原公園シダレザクラ祭り			
開催場所	尾久の原公園	開催時期	4月上旬/年1回・1日間
主催	尾久の原公園シダレザクラの会（共催：荒川区）		
目的：尾久の原公園に植栽されたシダレザクラを觀賞してもらい、区の見所として区民に周知すること。			
内容：・式典（植樹式を含む）、ステージ等での演目の上演等の他、荒川区商店街連合会による模擬店も出店 ・「尾久の原公園シダレザクラの会」の会員による清掃			

<b>イベント名</b> ：荒川区ホタル觀賞の夕べ			
開催場所	荒川自然公園内	開催時期	7月中旬/年1回・2日間
主催	荒川区ホタルを育てる会（後援：荒川区）		
目的：荒川区ホタルを育てる会の活動の一環として、会員に加え一般の区民にもホタルの光を楽しんでもらい、会の活動への関心を高め、参加や協力を呼びかけていく機会を提供			
内容：・運営は、会の会員やボランティアで組織する実行委員会で実施 ・荒川自然公園内のハツ橋に設置した觀賞幕の中でホタルの光を觀賞する。 ・入場者は、混雑を防ぐため、往復はがきにより申し込んだ希望者に限定			

<b>イベント名</b> ：秋の七草と鳴く虫の会			
開催場所	荒川自然公園内	開催時期	9月頃/年1回・2日間
主催	NPOオオムラサキを荒川の大きに飛ばす会・荒川区鳴く虫を聞く会（後援：荒川区）		
目的：区民が園路を回遊しながら秋に鳴く虫を聞くことにより、聴覚で自然を感じ自然の営みを体感すること。			
内容：・「NPOオオムラサキを荒川の大きに飛ばす会」による虫に関する説明を受けながら、荒川自然公園内を回遊し、秋に鳴く虫の声を鑑賞			



写真 2-17：尾久の原公園シダレザクラ祭り（写真左）/ 荒川区ホタル觀賞の夕べ（写真右）

#### (2) みどりにかかわる講習会

都電沿線の三ノ輪橋、あらかわ遊園地前等の各停留場の周辺のバラの花壇は、荒川バラの会により維持管理が行われていますが、バラの管理には専門的知識が必要になるため、専門的な講師を招き、1年に3回程度の講習会を行っています。

また、会以外の方にもバラのお世話に興味を持ってもらおうと、1年に3回程度、一般の方を対象とした講習会を開催しています。

## 計画策定に向けての課題

荒川区の花と緑の基本計画は、みどりの量を増やしていくとともに、みどりの質も向上させていくため、みどりを育てる基盤となる土の面を増やしていき、みどりと土のネットワークの形成を図っていくことに重点をおいた計画・事業を策定していく必要があります。また、具体的な計画・事業の推進に当たっては、区と区民と事業者の協働が不可欠です。

以上の点を踏まえて、以下に、計画策定に向けての課題を整理します。

### 1 公園・児童遊園等の整備を進める

2か所の都立公園が整備されたものの、荒川区の公園・児童遊園の整備水準は、低い水準にあります。区全体に公園・児童遊園等を積極的に整備し、量的な拡大を図るとともに、既存施設については、拡張による規模の拡大を積極的に進めることが重要です。

公園等の配置をみると、大規模な公園は隅田川沿いに立地しており、隅田川沿い以外にも大きな公園を配置していくことが最も重要な課題です。また、区民が歩いて行くことのできる公園等をバランス良く配置するとともに、これらの配置を補完するため、グリーンスポットや広場等の整備も併せて推進していくことが必要です。

少子高齢社会や価値観の多様化等に伴う区民ニーズの変化に対応するため、公園計画における区民参加や改修による利用の活性化等を積極的に進める必要があります。また、公園体系や位置付けも併せて見直していくことが必要です。

公園等の管理面では、利用者のマナー、不適正な利用、遊具の安全性、防犯対策等の様々な問題への適切な対応が重要な課題となっています。そのため、維持管理体制の充実や条例等の管理規定の整備、地域との連携等により、管理を充実させていくことが必要です。

### 2 みどりの空間を広げる

荒川区の緑被率は増加傾向にあるものの、まだ低い水準にあるため、様々な機会にみどりを増やす努力をする必要があります。このため、環境問題を背景として関心が高まっている屋上緑化や壁面緑化、緑のカーテン等の新しい手法も取り入れながら、緑化空間を広げていくことも重要な視点です。

学校や公共施設等の大きな敷地をもつ施設や道路・鉄道等の線状に広がる施設等、公共空間での緑化は、みどりの拡大を図る上で大変重要です。民間施設緑化の先導役となるような積極的な緑化が必要です。

私有地は、土地利用の大半を占めているため、規制や誘導を組み合わせながら小さな努力を積み上げていくことが重要です。そのため、緑化基準の見直し等も検討する必要があります。

高架下や都電の軌道敷、駐車場等、新たな緑化空間を開拓していくことも併せて進めて

いく必要があります。

都市化した荒川区において、公園内や隅田川沿いの自然性の高い空間は、区民が豊かな自然を体感し、多くの生き物と触れ合える貴重な空間です。このような緑と土と水が一体となった自然空間を、整備していき、生き物が行き交うまちをつくっていく必要があります。また、次世代を担う子どもたちが、生き物の生命の尊さを学び、それらとの共生を意識できる心の醸成を図るため、小中学校に自然性の高いビオトープ等を積極的に整備していく必要があります。

### 3 効果的なみどりをつくる

小さなスペースでも高い緑視効果が期待できる「花」によるみどりづくりを積極的に進めることが重要です。花を使った園芸的な手法は、地先園芸で培われてきた素地もあって区民が取り組みやすいだけでなく、季節感の演出やテーマ性の表現が効果的にできるため、多くの区民が参加できる荒川らしいみどりづくりを展開できる可能性があります。緑化空間としての「接道部」に着目した取組も、荒川らしいみどりをつくるために、大変重要です。その際、従来の地先園芸や生垣等を促進するだけでなく、壁面緑化、緑のカーテン等の新しい手法も積極的に取り入れていくことが必要です。

地域の特性を踏まえ、様々な制度を活用して、ある一定の地域における面的な広がりをもったみどりづくりを重点的に進め、他の地域への波及効果を図ることも検討する必要があります。

### 4 心のよりどころとなるみどりをつくる

みどりには、地球温暖化の緩和等の環境の保全、多様なレクリエーション利用への対応、快適な都市景観の形成、災害時の防災性の向上等の様々な機能があります。それらが十分に発揮され、区民がその効用を享受できるように、それぞれの機能を高めていく配慮や工夫が必要です。

区民が日常生活において、身近な花や緑から安らぎや楽しさなどを感じられるようにするため、区民自らが維持・管理する街なか花壇を普及させたり、公園・児童遊園の花や緑の魅力を高めるなどの取組を進めることが重要です。

区を代表する大規模な公園や都電沿線、隅田川沿い等については、様々な効用を合わせもったみどりとして、それぞれの整備・拡充や魅力の更なる向上に努め、区民の誇りとなる場所にしていける必要があります。

### 5 貴重なみどりを保全する

保護樹木等の貴重な樹木・樹林地を後世に残していくために、良好な状態で保全していくための支援策を充実するとともに、開発等に伴う樹木地の消失等への対応も検討していく必要があります。また、まだ指定されていない樹木・樹林地を見出す努力も併せて行っていく必要があります。

樹木・樹林地は、積極的に活用していく視点も大変重要です。例えば、日暮里台地に代表される寺社等が集積する場所は、歴史的な資源と一体となり、区民が触れ合えるみどりの空間を提供しています。こうした区民の心のよりどころとなる樹木・樹林地を活用するための保全や整備の取組が必要です。

貴重な樹木・樹林地を守っていくためには、区民の理解も大変重要です。近年、落ち葉や病害虫の隣接への影響等により、保全に苦慮している所有者も増えています。所有者への支援と並行して、貴重な緑を守ることの意義や必要性をPRしていくことが必要です。

## 6 区民や事業者によるみどりづくりの活動を促進する

区民によるみどりづくりの活動を広げていくためには、新たな担い手となる区民を発掘し参加を促していくことが必要です。そこで、花や緑に触れ合う機会や情報を区民に提供し、みどりの効用を体感してもらう取組を推進しながら、花や緑への関心を高め、活動への動機付けを行っていくことが重要です。

区民によるみどりづくりを充実させていくためには、担い手となる区民の意欲を高め、活動の継続性や質の向上を図っていくことも重要です。そこで、他の見本となる優良な事例や活動を積極的に評価する仕組みをつくる必要があります。

区民によるみどりづくりの活動の活性化に向け、担い手となる区民への支援が必要です。例えば、花や緑に関する相談に応じたり、知識や技術の習得の機会や活動の拠点、資材の提供等、きめ細かな支援策が考えられます。また、こうした活動支援を充実させることにより、活動の場をより魅力あるスポットにしていくことが求められます。

区内で経済活動をしている商店や工場、企業等の事業者も、地域への貢献という点では大きな力をもっています。しかし、みどりづくりに関しては、これまで十分に活用されてきませんでした。企業の社会的責任（CSR）が注目されている今日、事業者のパワーをみどりづくりの様々な分野で生かしていくため、意欲や能力を発揮しやすい環境を整え、参画を促す仕組みを構築していくことが重要です。